

判決年月日	平成22年8月19日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）第10297号		
○ 商標登録無効審判請求において，請求不成立とした審決が，本件商標に商標法 4 条 1 項 7 号を適用することができないとした判断には誤りがあるとして，取り消された事例			

（関連条文）商標法1項7号，8号，10号，15号，19号，同法3条1項柱書き

（要旨）

本件は，「A S R o c k」を商標及び社名として使用している原告が，本件商標（「A s r o c k」）の商標権者である被告を被請求人として，本件商標の商標登録無効審判請求を提起したところ，請求不成立の審決を受けたことから，その審決の取消しを求めた事案である。

争点は，本件商標が，商標法4条1項7号，8号，10号，15号，19号及び同法3条1項柱書きに違反して登録されたものであるか否かであるが，本判決は，次のとおり，本件商標に商標法4条1項7号を適用することができないとした審決の判断には誤りがあると判示して，審決を取り消したものである。

「被告の韓国における事業の実体は明らかではなく，実際に電子機器関連の製造・販売業を行っているか疑わしく，仮に真実事業を行っているとしても，個人営業であると認められ，事業の規模も極めて小規模と思われること，証拠上，製品の販売形態はインターネットオークションへの出品という特異な形態に限られていること，被告は，韓国在住であり，過去我が国において事業を行っていた形跡はなく，本件商標の出願から既に6年8か月が経過し，また，本件商標の登録後2年10か月が経ち，まもなく3年を経過しようという現在においても，我が国で事業を行っている証拠は存在しないことから（なお，「Y a h o o!オークション」というインターネットオークションへの商品の出品をもって我が国における事業の実施と認めるのは相当ではない。），今後近い将来，我が国において本件商標の指定商品に関する事業を行う意思があるとは思われず，少なくとも，その可能性は限りなく低いと思われること，事業の実体がほとんどないにもかかわらず，電子機器関連の多数の商標を出願し，その中には，前述のとおり，他社が海外で使用する商標と同一類似の商標を故意に出願したとしか考えられない商標も複数含まれていること，被告は我が国で事業を行っていないにもかかわらず，本件商標登録後，原告を含め，引用商標を付したA S R o c k社の製品を取り扱う複数の業者に対して，輸入販売中止を要求し，要求に応じなければ刑事告発・損害賠償請求を行う旨の多数の警告書を送付していること，韓国においては，A S R o c k社の製品の販売代理店に対して，過度な譲渡代金を要求していたこと，以上の事実を総合考慮すると，本件商標は，商標権の譲渡による不正な利益を得る目的あるいはA S R o c k社及びその取扱業者に損害を与える目的で出願されたものといわざるを得ない。」

「以上のとおり，被告の本件商標の出願は，A S U S T e K社若しくはA S R o c k社が商標として使用することを選択し，やがて我が国においても出願されるであろうと認められる商標を，先回りして，不正な目的をもって剽窃的に出願したものと認められるから，商標登録出願について先願主義を採用し，また，現に使用していることを要件としていない我が国の法制度を前提としても，そのような出願は，健全な法感情に照らし条理上許されないというべきであり，また，商標法の目的（商標法１条）にも反し，公正な商標秩序を乱すものというべきであるから，出願当時，引用商標及び標章『A S R o c k』が周知・著名であったか否かにかかわらず，本件商標は『公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標』に該当するというべきである。」

